

令和6年第3回
笠間市農業委員会総会会議録

令和6年3月25日 開会
令和6年3月25日 閉会

笠間市農業委員会

令和6年笠間市農業委員会第3回定例総会

〔令和6年3月25日〕

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 現況証明願について
日程第7 議案第5号 非農地証明願について
日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第10 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第11 議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について
日程第12 議案第10号 笠間市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について
日程第13 議案第11号 笠間市農業委員会公印規程の読点の表記を改める訓令の制定について
日程第14 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第15 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 現況証明願について
日程第7 議案第5号 非農地証明願について
日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

- 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第10 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程第11 議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について
- 日程第12 議案第10号 笠間市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について
- 日程第13 議案第11号 笠間市農業委員会公印規程の読点の表記を改める訓令の制定について
- 日程第14 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第15 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

出席委員

2番	高野尚夫君	11番	鶴田英樹君
3番	青木勝照君	12番	長谷川隆君
4番	石川馨君	13番	山口忠栄君
5番	伊藤孝洋君	14番	小沼祐君
6番	柳橋泰君	15番	込山祐一君
7番	入江保夫君	16番	大槇正義君
8番	長谷川愛子君	17番	佐藤清章君
9番	國谷博隆君	18番	田山悦子君
10番	菅井亘君	19番	永田良夫君

欠席委員

1番 塙博光君

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷清二君
農業委員会事務局係長	松本高彦君

午後1時30分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和6年第3回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名。よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、13番山口忠栄委員並びに14番小沼 祐委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の21について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 21番につきまして報告をいたします。

20日の8時30分より、指名調査委員と代理人立会いの上で調査をいたしました。

申請人、申請位置等は議案書に記載のとおりです。

申請地は、石井地区の来栖橋南交差点から下市毛方面に約300メートル向かった、左側の1か所となっております。

権利移転の内容は贈与です。

譲渡人は、譲受人と親族関係でございます。譲渡人は農業経験もなく、今後、譲受人に贈与し、管理運営を任せたいとのことでございました。譲受人は御夫婦で農業を営まれており、農機具もそろっておりますので、何ら問題ないと見てまいりました。取得後は、野菜の作付を予定しております。

その他、関係書類につきまして問題ございませんので、よろしく御審議いただきます

ようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の22、23について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 番号22、23につきまして御報告いたします。

最初に、番号22は、3月22日、指名調査委員全員、推進委員及び譲受人、届出代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請場所、譲渡人、譲受人の住所及び氏名は議案書のとおりです。

権利移転は、有償による所有権移転です。

申請場所は、国道50号線飯合交差点から筑西方面に進行し、河内電器店手前を左折した水田地帯です。

申請理由としましては、譲受人は規模拡大のため、譲渡人は管理が困難なためとの理由です。

現地を確認した結果、申請地は遊休地ですが、今後、土地改良を行う地域で、土地改良後は稲作を行うこととしています。稲作を行う機械等はそろっており、特段問題はないと判断しました。

また、関係書類もそろっており、許可相当と思われます。

引き続き、番号23につきまして御報告いたします。

番号23は、3月20日、指名調査委員全員、譲受人の立ち会いの下、現地を調査してまいりました。申請場所、譲渡人、譲受人の住所及び氏名は、議案書のとおりです。

権利移転は、有償による所有権の移転です。

申請地の圃場につきましては、畑が5筆、水田が2筆の計7筆です。

申請場所は、北関東高速道路笠間西インターを降りて直進し、丁字路を右折、さらに500メートル進んだ先を右折して、300メートル進んだ場所です。

申請理由として、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は管理が困難なためです。

現地確認をした結果、特段、周囲に対し問題等もなく、畑は栗、水田は稲作を栽培することです。機械もそろっており、申請に関する書類も完備されていることから、許可相当と思われます。

以上2件について、御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の24、25及び26について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号24番から26番について報告をいたします。

初めに、番号24につきまして報告をいたします。

3月22日に、調査委員2名と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、JR栄戸駅より南東に150メートルほど入った住宅地の中にある畑でありました。

申請理由につきましては、譲渡人が高齢になり耕作ができなくなったため、売買にて譲りたいとの話があり、譲受人の自宅脇であるため、応じるものであります。

取得後はネギ、大根など自家用の野菜を栽培するとのことでありました。機械等もそろっており、許可相当と見てきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、25番を報告いたします。

同じく22日に、調査委員2名と譲渡人数名と譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、涸沼川に掛かる穴戸橋より東へ300メートル辺りのところであります。

譲受人は、機械の修理、塗装をしておりますが、新規就農を目指し、売買にて農地を求めるものであります。譲渡人は高齢になり、耕作が困難になったため応じるものであります。

申請者は、昨年、申請地を借り受け、サツマイモを40アールと稲作を作付しております。その結果、手応えを感じ、申請に至ったそうであります。機械に関しましては、父親より借り受け、米、サツマイモを中心に栽培をするとのことであります。

関係書類も完備されており、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、26番を報告いたします。

同じく22日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。

申請者は遠方であるため、電話にて確認をしております。この申請は、営農型太陽光発電事業が設置から3年がたち、区分地上権の再設定をするものであります。売電はしておりますが、営農として作付けてある柵の植え込みが少なく、適正な営農経営をしていないものですから、管理を徹底して行うよう要請をして、電話を切りました。

関係書類等も完備しており、今回の申請につきましては、許可も仕方がないと見てまいりましたので、よろしく御審議いたしますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の27、28及び29について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 調査番号27、28、29について報告いたします。

この3件は同所にあり、関連しております。

まず、番号27と28について、内容がほぼ同一のため、調査結果を報告いたします。

3月21日に、指名調査委員2名と推進委員、代理人立会いで現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道平友部停車場線の清浦歯科前交差点を矢野下方面へ150メートルほど進ん

だ先を左折し、120メートル入った左側奥です。

譲受人の申請地は、現在休耕地で、どちらも自宅の南側に隣接となっており、自家消費する野菜等を栽培したいとしております。譲渡人は、譲受人の要望に応じるためとしております。

権利関係は、番号27が265平方メートル、番号28が213平方メートルの売買です。

譲受人は、どちらも農業の経験はないが、食の安全・安心、自然豊かな生活への憧れがあり、家庭菜園として耕作していくとのことでした。

なお、農機具として、耕運機を購入する予定でございます。

この他、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号29について、調査の結果を報告いたします。

同じく3月21日に、指名調査委員2名と推進委員、代理人立会いで現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、先ほど報告した調査番号27の東側です。

譲受人は、申請地を購入することで農地の地形がよくなり、耕作が容易になるためとしております。譲渡人は、譲受人の要望に応じるためとしております。

畑の耕作については、サツマイモを栽培するとしております。このほか、譲受人は水田を所有していますが、水稲用農機具の老朽化により耕作が困難になったため、地域の担い手に貸し付けています。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の30について、議席番号2番、9番委員より調査報告願います。

○9番（國谷博隆君） 申請番号30番につきまして、調査の結果を報告します。

3月20日10時30分より、指名調査委員及び譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。

申請人、申請場所、申請理由は、議案書のとおりです。

申請の場所は、国道50号線上市原交差点を日草場方面に行き、日草場の十字路交差点を中市原方面へ300メートルぐらい戻り川井製作所前の水田を通過して200メートルぐらい入った畑地です。

譲受人は、規模拡大をして野菜を作りたい。譲渡人は、管理が困難なため、譲受人の要望により売り渡しをしたいということでした。

譲受人は専業農家であり、前は栗が植わってしまっていて、その栗の株を抜いて平らになっており、野菜を作るとのことでした。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の31について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 申請番号31番について、調査結果を報告いたします。

3月20日、指名調査委員及び推進委員と譲受人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、上町地内の丁字路を右折し、岩間運動公園の西側の周辺道路を150メートルぐらい行ったところの丁字路を右に曲がり、30メートルぐらい行った左側の土地です。

譲受人の申請理由は、新規就農をするため、空き家に附属する農地取得です。譲渡人は、耕作が困難なため、相手の要望に応じるとのことです。

農業従事者は1人で、今後、耕運機や保冷庫を購入する予定です。

申請地の作物は粟です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われませんが、周辺が住宅団地のため、落ち葉対策や消毒作業は、周辺への影響を考慮して行うよう指導しました。権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明させていただきます。

番号の21から31につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後1時48分休憩

午後1時50分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

番号の3について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号3につきまして報告をいたします。

20日の8時頃、調査委員と代理人で現地を調査してまいりました。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりです。

申請人が御高齢で農作業が困難になってきたこと、また、近隣の工場から駐車場不足との相談等もございまして、今回、申請地の休耕地である場所を貸駐車場として経営をしたく申請をいただきました。

作物への近隣への影響です。東は田、南は宅地、西、北側に畑がございます。北側は申請人の畑ですが、日照等含め、何ら問題ないと考えられます。取水計画はなし、排水は、当区画内にて自然浸透を予定しております。

そのほか、関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号4番、11番より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 議案番号4番について、調査の結果を報告いたします。

3月22日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人については、遠方のため、電話にて確認いたしました。

申請地、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、笠間市環境センターの前の道路を挟んだ北側になります。

申請理由は、周辺土地の状況と、近隣に太陽光発電施設があり、現地は平地で道路に隣接していることから、有効活用して、太陽光発電施設の設置をすることです。

隣接地の状況は、東側、宅地、西側、山林、南側、道路、北側、太陽光発電施設です。太陽光発電施設のため、取水、排水はありません。

その他、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号3及び4につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低

い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の15から18について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号の15から18まで報告をいたします。

初めに、番号15。3月20日9時30分より、調査委員と譲渡人、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、大淵地区の大淵天神社の正面です。場所で言うと、国道50号線の真下となっております。

権利移転の内容は売買です。

転用後は、太陽光発電施設を設置をする計画となっております。

申請地は現在、休耕中となっております。土地の有効利用を図るためにも、譲受人の要望に応えるということです。

資金調達面、また、計画書を確認いたしましたが、何ら問題ないと考えられます。

また、農作物、近隣に及ぼす影響ですが、東側が道路、西側が水路、南、北側が道路です。人の出入りが少ない場所で、作物への影響は考えられません。

なお、委任状の添付がございます。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されます。御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、番号16番。同じく3月20日の10時より、調査委員と譲渡人、譲受人と現地を確認してまいりました。

申請人、申請地は、議案書に記載のとおりです。

場所は、笠間駅近く、下田整形外科のすぐ目の前となっております。

権利移転の内容は、使用貸借です。

取得後は自己住宅を建設する予定。譲受人は、子供の成長に合わせ、現在お住まいのアパートが手狭になってきたためということです。譲渡人は、要望に応え、申請いたしましたと同っております。

作物への影響は、東側、南側、畑、西側、市道、北側が宅地となっております。隣接地と畑の境界線沿いにはコンクリートブロックを積み、土留めをし、施工し、近隣農地へ雨水の流入を防ぐということです。

また、建築基準法、そのほかの法令に準規し、建築を行っていくとお話を伺っております。

取水の計画は、西側、埋設の水道本管より取水を予定しております。汚水、雑排水は公共下水道へ放流、雨水は敷地内浸透処理を予定しております。

そのほか関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、17番。同じく3月20日の8時30分より、現地を調査してまいりました。

立会いは譲受人、代理人の皆様でございます。

申請人、申請地は、議案書に記載のとおりです。

場所は、国道355号線来栖橋南交差点を下市毛方面へ250メートルほど進み、左斜めに進入した、サニー包装株式会社の北側となっております。

権利移転の内容は売買です。

譲受人は、自社の駐車場を確保するため、譲渡人は、要望に応えるための申請でございます。

近隣への作物への影響は、西側は道路、北側は畑、南側が宅地、東側が畑です。休耕地で支障は及ぼさないと考えております。

取水計画はなし。汚水、雑排水は発生しません。また、雨水におきましては、自然浸水を計画しております。

そのほか関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されます。御審議いただきますようお願いいたします。

最後に、番号18番。同じく3月20日8時30分より、調査委員と代理人立会いの上、現地を確認してまいりました。

申請人、申請地は、議案書に記載のとおりです。

場所は、先ほどの5条17番の隣となっております。

権利移転の内容は贈与です。

譲受人、譲渡人は親族関係であり、譲受人が、隣接地、自己所有地とともに駐車場として敷地を貸借するためと伺いました。譲渡人は、要望に応じることです。

作物への影響につきましては、西側は道路であり、北側、南側、東側は畑です。隣接農地には、支障は何ら及ぼさないと考えられます。

取水計画はなし。排水計画は、汚水、雑排水は発生なし。雨水は自然浸水でございます。

そのほか関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の19、20及び21について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号19について、調査結果を報告いたします。

3月20日、指名調査委員2名と申請人、代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線滝川交差点から北に6キロメートル入り、左折してさらに300メートルほど入り、公道沿いでございます。

申請理由は、譲受人は高齢で農作業も難しいとのこと。譲受人は、太陽光発電事業者で、近くで数か所設置している中で、今回の紹介があり、新たに設置したいということになりました。

申請場所は、西、南とも公道です。北側は休耕田で、東側は排水路になっています。隣接地には特に影響はないです。

また、雨水は敷地内浸透で、取水はございません。

除草については、定期的に管理を行っていく予定でございます。

特に問題ありません。許可相当と判断いたします。よろしく審議のほど、お願いいたします。以上です。

○2番（高野尚夫君） 番号20と21について、まず20番の調査結果を報告いたします。

3月20日、午前8時20分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してきました。

申請人、申請理由については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線石井交差点より箱田方面に向かい、金剛寺より南へ500メートルぐらい進んだ先の高台にありました。

権利関係は、売買による所有権の移転です。

譲受人の申請事由は、近隣にも太陽光発電施設があること。また、申請地は道路に隣接していることです。譲渡人の申請事由は、土地を有効活用し、社会貢献するという意向に賛同するということです。

隣接状況は、東側、南側が畑、西側、宅地、北側、道路です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はないと見てきました。雨水は自然浸透です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

続きまして、番号21について、調査結果を報告いたします。

3月20日、午前9時より、指名調査委員2名と代理人、渡人と立会いの上、申請地を調査してまいりました。

申請地、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市金井の笠間学校給食センターを北へ400メートル行った左側にありました。

権利関係は、父からの使用貸借になります。譲受人の申請事由は、アパートに住んでいますが、自己住宅を新築するという事。譲渡人の申請事由は、要請に応じるということです。

隣接状況は、東側、南側が畑、西側と北側が道路です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はないと見てきました。

取水は上水道。排水は浄化槽処理後、側溝に放流する。雨水は浸透ますを設置し、敷地内処理をする。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の22について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号22につきまして、調査の結果を御報告いたします。

3月21日に、指名調査委員2名と譲渡人及び代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、ミニストップ笠間美原店の交差点を南へ100メートルほど進んだところを右折し、美原団地内の道路を西へ120メートルほどの右手になります。

譲受人の事由は、現在、本件申請地に隣接する持ち家に住んでいて、当申請地の一部はもともと道路になる計画があり、道路以外の部分については買い受ける予定になっていたということです。しかしながら、周辺分譲地への区割り等の都合により、道路になる計画がなくなり、実際は自宅への進入路や駐車場として、所有者の同意の下、使用させてもらい、転用の許可を得ないまま今日に至ったというものです。

今般、譲渡人との売買契約が成立し、改めて追認という形で許可申請を行うことにしたということでございます。

譲渡人の事由は、もともと周辺一帯が農地であり、段階的に宅地化されていく中で、当該地が利用しづらい形状で残ってしまい、隣接地に居住する譲受人が、自宅への進入路ないし駐車場として便宜使用することを容認してきましたが、売却することで合意が成立したというものでございます。

権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、西側、北側は宅地、南側は宅地及び公道、東側は畑となっておりますが、特に問題はないものと見てまいりました。

取水計画はなく、雨水につきましては、碎石敷きにより場内処理としております。

このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の23について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号23番につきまして、報告をいたします。

3月22日に、調査委員2名にて現地を調査しております。

この申請は、3条の26番、営農型太陽光発電事業に関するものであります。地中杭32本、構内柱1本の計0.44平方メートルの地上権の再設定をするものであります。

若干、問題点はありますが、改善されることを期待して、今回は許可もやむを得ないかなと思いますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

再審議分、番号7について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 本申請は、2月に報告しました再審議の案件です。

3月20日に、指名調査委員全員、推進委員及び届出代理人の下、現地確認を行いました。

申請場所、譲渡人、譲受人の住所及び氏名は、議案書のとおりです。

なお、譲受人、譲渡人は親子関係で、転用目的は自己住宅。権利の移転は、使用権の貸借です。

現地場所は、笠間市稲田にあります筑波銀行稲田支店の北側です。

再審議の理由としては、2月の現地確認時において住宅を着工しており、農地の無断転用をしていることから保留とし、適切な対応を求めた案件です。

本件につきましては、農地無断転用の始末書を提出しており、記載内容を確認しますと、申請代理人、申請者、建築業者間の情報が共有されておらず、今回の事案が発生したということや、申請代理人として現地確認を十分に行わなかったこと等が原因という記載があり、十分に反省をしていることを踏まえ、今回の許可は履行することもやむなしと考えております。

なお、現地確認立会い時においても、口頭にて、今後このような事案がないよう、厳重に注意を促しましたので、御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の23につきましては、農業振興地域内の農地となります。

番号の21につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であ

るため、第一種農地と判断されます。

番号の16、22につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されま
す。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地
という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 現況証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 現況証明願についてを議題といたします。

番号の4について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号4について、調査の結果を報告いたします。

3月20日、午前8時40分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査して
まいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

この申請は、令和5年6月1日に、笠農委指令第13号により許可を受けたものです。

申請地が許可の目的どおりに転用行為が完了していることを確認してまいりましたので、
よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 現況証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 申請番号1につきまして、御報告いたします。

3月22日、指名調査委員全員、申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。

申請場所、面積、願出人及び現況の状態は、議案書のとおりです。

現地場所は、国道50号線福原交差点から県道309号に入り、茨城交通竹下バス停留所手前を右折した右側の場所です。

現場の利用状況は、工場の敷地、宅地になっており、経過年数は約38年です。今後は、地目変更と所有権移転を行う予定で、現地を確認した結果、農地でないことを確認しました。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案につきましては、12ページから19ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の

設定で、相対による利用権の設定が16件となります。権利関係ですが、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が12件となります。合計28筆、5万3,393.56平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書12ページから19ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号、番号35、36について審議いたします。審議が終了するまでの間、9番國谷博隆委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号、番号35、36について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号35、36は原案どおり決定されました。

それでは、9番國谷博隆委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く14件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く14件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く14件について、原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、20ページから29ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が19件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が17件となります。合計32筆、5万3,437平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書20ページから29ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第7号、番号19について審議いたします。

審議が終了するまでの間、14番小沼 祐委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第7号、番号19について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号の番号19は原案どおり決定されました。

それでは、14番小沼 祐委員、入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時25分休憩

午後2時25分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く18件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいまの分離して審議した議案第7号の1件を除く18件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く18件について、原案どおり決定されました。

**議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見聴取について**

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、30ページから35ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が17件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が13件となります。合計44筆、8万3,741平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書30ページから35ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第8号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して、先に審議いたします。

まず、議案第8号、番号17について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第8号、番号17について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号の番号17は、原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第8号の1件を除く16件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第8号の1件を除く16件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第8号の1件を除く16件について、原案どおり決定されました。

議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局
職員の任免について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、36ページになります。

3月15日、金曜日に人事異動の内示がございました。

菅谷清二局長補佐が都市建設部管理課課長補佐として異動し、産業経済部農政課、島田耕一課長補佐が農業委員会事務局へ局長補佐として異動となります。

異動発令日は、令和6年4月1日となります。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第9号 農業委員会等に関する法案第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定されました。

ここで、追加議案が提出されましたので配付させます。

暫時休憩といたします。

午後2時31分休憩

午後2時33分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

お諮りいたします。

ただいま議案第10号、11号が提出されました。これを日程に追加し、議案といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、日程に追加し、議案とすることを決定いたしました。

議案第10号 笠間市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第10号 笠間市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第10号 笠間市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、配付資料の2枚目を御覧ください。

本年3月に開催されました令和6年笠間市議会第1回定例会において、笠間市条例の読点の表記を改める条例が議決されたことに伴い、農業委員会で定めている規則等の読点も改めることとなりました。

朗読して説明とさせていただきます。

笠間市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について。この規則の施行の際、現に公布されている笠間市農業委員会規則において、読点として表記する「，」を「、」に改める。

附則、この規則は令和6年4月1日から施行する。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第10号 笠間市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第10号は原案どおり決定されました。

議案第 11 号 笠間市農業委員会公印規程の読点の表記を改める訓令の制定について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第11号 笠間市農業委員会公印規程の読点の表記を改める訓令の制定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第11号 笠間市農業委員会公印規程の読点を改める訓令の制定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、配付資料の3枚目を御覧ください。

朗読して説明とさせていただきます。

笠間市農業委員会公印規程の読点の表記を改める訓令の制定について。笠間市農業委員会公印規程（平成18年笠間市農業委員会訓令第6号）中読点として表記する「、」を「、」に改める。

附則、この訓令は令和6年4月1日から施行する。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第11号 笠間市農業委員会公印規程の読点の表記を改める訓令の設定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第11号は原案どおり決定されました。

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第14、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、37ページから42ページになります。

番号30は、農地中間管理事業への移行のため、合意を解約するものです。

番号31は、農地集約のため合意を解約するものです。

38ページになります。

番号32は、耕作者が該当農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号33は、耕作者が見つからないため、合意を解約するものです。

39ページになります。

番号34は、耕作者が該当農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号35は、売買のため合意を解約するものです。

40ページになります。

番号36、37は、地権者と耕作者の話合いにより合意を解約するものです。

41ページになります。

番号38は、地権者が自作するため、合意を解約するものです。

番号39は、耕作者が該当農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

42ページになります。

番号40は、売買のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第15、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、報告いたします。

議案書につきましては、43ページになります。

番号2は、水戸地方法務局から令和6年3月4日付で農地の現況等について照会がありました。

調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和6年3月12日、火曜日、午後1時30分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、岩間駅西口から県道水戸岩間線を西へ進み、国道355号線との交差点を右折し、480メートル先の交差点を右折し、110メートル進んだ右側にありました。

現地の状況ですが、荒廃が進み、再生利用が不可能と見込まれる土地であったことから、水戸地方法務局へは、3月12日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。
これにて令和6年第3回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後2時40分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

13番 委 員

14番 委 員